

宮崎県商工観光労働部

観光推進課 海外誘致・MICE担当 行

E-mail kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

企画提案競技 参加申込書

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業
業務委託

会社名（団体名）	
代表者職氏名	
旅行業登録番号 登録有効期限	〇〇〇 旅行業 第 号 有効期限 年 月 日～ 年 月 日
担当者部署・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

※ 行き違いを防ぐため、送信後、宮崎県観光推進課（電話 0985-26-7530）に送信した旨
電話連絡を行うこと。

宮崎県商工観光労働部

観光推進課 海外誘致・MICE担当 行

E-mail kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

企画提案競技 質問書

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業
業務委託

会社名（団体名）	
担当者部署・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

【質問内容】

※ 行き違いを防ぐため、送信後、宮崎県観光推進課（電話 0985-26-7530）に送信した旨電話連絡を行うこと。

企画提案競技 企画提案書等提出様式

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業 業務委託

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務委託に係る企画提案書等について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1 関係書類

- （１） 企画提案添付資料
- （２） 見積書
- （３） 誓約書（別紙様式４）
- （４） 法人概要書（別紙様式５）
- （５） 法人概要（既存資料・パンフレットで可）

2 担当者連絡先

- （１） 部署名 :
- （２） 役職・氏名 :
- （３） 電話番号 :
- （４） E-mail :

3 同種・同規模以上の業務受注実績（あれば）

（１）

発注者 :
業務名 :
契約額 :
契約期間 : 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 在 地
名 称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
担当者連絡先

誓 約 書

私は、訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務委託の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 本業務の仕様書に定める業務を行うのに必要な観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録が行われている者。
- ☐ 宮崎県内に本社（本店）又は支社（支店）がある者。
- ☐ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ☐ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ☐ この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- ☐ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- ☐ 都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ☐ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ☐ 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ☐ その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

共同企業体協定書

2社の場合	:	()と()とは、
3社の場合	:	()、()及び

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務委託について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 当共同企業体は、訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務を連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を ≪ 所在地の住所 ≫ に置く。

（設立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過しても本業務の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 企業体は、本業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

（代表者の名称）

第6条 企業体は、 ≪ 商号又は名称 ≫ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名

義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、本業務に係る契約について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 （ ） %

商号又は名称 （ ） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を置く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 企業体の取引金融機関は、《 金融機関の名称 》とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 企業体は、本業務の履行完了後、本業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退に対する処置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本業務を終了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定により業務途中において脱退した者がある場合は、残存構成員が連帯して本業務を完成する。

3 第1項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が

脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有する出資の割合により分割し、これに第8条第1項に規定する割合を加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果負担金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退した構成員への利益の分配は行わない。

（構成員の除名）

第17条 企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他構成員から除名すべき不当な事由を生じた場合は、発注者及び当該構成員を除く全ての構成員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名する場合は、当該構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による除名について準用する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第18条 第16条第2項から第5項までの規定は、構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に準用する。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の全ての構成員の承諾を得て、残存構成員の中から代表者を選任するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条 企業体が解散した後においても、本業務につき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（ ）外（ ）社は、上記のとおり訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務に関する共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書正本（ ）通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については、構成員が各自1通を保有し、副本1通については、宮崎県知事 河野 俊嗣 に提出するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

印

商号又は名称

代表者職氏名

印